Z—74—J 〔第一問〕 答 案 用 紙

(事業税)

問 1 (1)

受験地	
受験番号	

評点

問 1 (1)**(続き)**

受験番号						

問 1 (1)**（続き）**

受験番号						

問 1 (2)

受験番号						

問 1 ⑵**（続き）**

受験番号						

（事業税）

問 2

受験番号						

問 2 （続き）

受験番号						

問 2 （続き）

受験番号						

問 2 （続き）

受験番号						

Z―74―J 〔第二問〕 答 案 用 紙

（事業税）

問 1

○ 計算過程

課税標準額の算定及び税額の算定

受験地	
受験番号	

評点

問 1 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

受 験 番 号						

問 1 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

受 験 番 号						

問 1 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

受 験 番 号						

問 1 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

受 験 番 号						

問 1 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

受 験 番 号						

問 1 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

○ 各県に納付すべき事業税額

X　　県	
Y　　県	
Z　　県	

受験番号						

（事業税）

問 2

○ 計算過程

課税標準額の算定及び税額の算定

受験番号						

問 2 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

受験番号						

問 2 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

受 験 番 号						

問 2 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

受 験 番 号						

問 2 （続き）

課税標準額の算定及び税額の算定 （続き）

○ 各県に納付すべき事業税額

A　　県	
B　　県	
C　　県	

受験番号						